

長崎県子ども・若者支援地域協議会の設置について（公示）

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を下記のとおり設置したので公示します。

1 協議会の名称

長崎県子ども・若者支援地域協議会

2 協議会の構成

協議会は、代表者会議及び実務者会議の二層構造とします。代表者会議は、長崎県子育て条例（平成20年条例第45号）第27条の規定に基づき設置している「長崎県子育て条例推進協議会」がこれを兼ねるものとし、協議会の基本的な運営方針の決定、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議します。実務者会議は、協議会の目的を達成するために必要な具体的な事項について協議します。

3 協議会を構成する法第19条第1項に規定する関係機関等の名称

(1) 代表者会議

番号	構成	所属等
1	会長 (1)	長崎県知事
2	福祉	長崎県保育協会
3	保健	長崎県学童保育連絡協議会
4	医療 (1 2)	長崎県民生委員児童委員協議会
5		長崎県社会福祉協議会
6		長崎県母子寡婦福祉連合会
7		長崎県手をつなぐ育成会
8		長崎県看護協会
9		長崎県市町村保健師会
10		長崎県医師会
11		長崎県歯科医師会
12		長崎県臨床心理士会
13		長崎県栄養士会
14	教育 (3)	長崎県私立幼稚園連合会
15		長崎県校長会
16		長崎県高等学校長協会
17	経済	長崎県商工会議所連合会
18	労働 (3)	長崎県商工会連合会
19		連合長崎
20	安全安心 (2)	長崎県防犯協会連合会
21		長崎県人権擁護委員連合会
22	地域 (2)	長崎県地域婦人団体連絡協議会
23		長崎県青少年育成市町民会議連絡協議会
24	保護者 (2)	長崎県 P T A 連合会
25		長崎県私立幼稚園 P T A 連合会
26	マスコミ (2)	新聞社
27		テレビ局
28	学識 (2)	大学教授
29		大学教授
30	公募委員 (3)	公募委員
31		公募委員
32		公募委員
33	行政 (4)	長崎労働局
34		市長会
35		町村会
36		こども政策局長

(2) 実務者会議

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事する関係機関の担当者の中から知事が委嘱します。

分野	機関名	法第15条第1項に掲げる区別	
子ども・若者支援調整機関	長崎県こども政策局こども未来課	国及び地方公共団体の機関	
教育	県教育センター		
	県内の公立高等学校		
	県内の公立中学校		
福祉	西彼福祉事務所		
	発達障害者支援センター		
	長崎こども・女性・障害者支援センター		
保健・医療	県央保健所		
	精神医療センター		
矯正・更生保護	長崎県警察本部少年課少年サポートセンター		
	長崎少年鑑別所		
	長崎保護観察所		
雇用	長崎公共職業安定所		特定非営利活動法人その他の団体
	フレッシュワーク		
	一般社団法人 若者自立支援長崎ネットワーク		
相談	長崎県臨床心理士会		
NPO	NPO 法人 フリースペースふきのとう		
	NPO 法人 心澄		

- 4 協議会に係る法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称
長崎県こども政策局こども未来課